

## 愛知県介護福祉士実務者養成施設指定等事務取扱要領

### (趣旨)

第1 この要領は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第40条第2項第5号に基づく実務者研修を実施する養成施設の指定等に係る事務取扱に必要な事項について定めるものとする。

### (書類の様式等)

第2 社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和62年政令第402号。以下「令」という。）の規定により、知事に提出する計画書、申請書、届出書又は報告書の様式は次のとおりとする。

- |                        |     |
|------------------------|-----|
| (1) 令第3条に係る設置計画書       | 様式1 |
| (2) 令第3条に基づく指定申請書      | 様式2 |
| (3) 令第4条第1項に係る定員等変更計画書 | 様式3 |
| (4) 令第4条第1項に基づく変更承認申請書 | 様式4 |
| (5) 令第4条第2項に基づく変更届出書   | 様式5 |
| (6) 令第5条に基づく報告書        | 様式6 |
| (7) 令第8条に基づく取消申請書      | 様式7 |

### (申請等における添付書類)

第3 第2(1)及び(2)に定める書類には、次の書類を添付するものとする。なお、以下に掲げる(12)から(16)については、通信課程を設ける場合のみ添付するものとする。

- (1) 設置者に関する書類
  - ア 法人の寄附行為又は定款の写し
  - イ 役員名簿
  - ウ 申請年度の事業計画及び収支予算書
  - エ 介護福祉士の養成について議決している旨を記載した法人議決機関の議事録の写し
  - オ 実務者養成施設の長の履歴及び就任承諾書の写し
- (2) 建物に関する書類
  - 配置図及び平面図（建設予定の場合は設計図）
- (3) 整備に関する書類
  - ア 土地
    - 登記簿謄本（寄附を受ける場合にあつては寄附予定地のもの）、寄附確約書及び買収又は賃借の場合は契約書の写し
  - イ 建物
    - 登記簿謄本（寄附を受ける場合にあつては寄附予定のもの）、寄附確約書及び買収の場合は契約書の写し
- (4) 資金計画に関する書類
  - ア 自己資金

## 金融機関による残高証明書等

### イ 借入金

- (ア) 融資予定額、金融機関名、返済期間及び償還計画等を記載した書類
- (イ) 融資内諾書等の写し

### ウ 寄附金

- (ア) 寄附申込書
- (イ) 寄附をする者の財産を証明する書類

- (5) 学則
- (6) 入所者選抜の概要（学生等の受入の方針、受入方策等）に関する書類
- (7) 専任教員及び面接授業を担当する教員の就任承諾書の写し
- (8) 教育用機械器具及び模型の目録
- (9) 時間割及び授業概要に関する書類
- (10) 実務者養成施設に係る収支予算及び向う2年間の財政計画に関する書類
- (11) 教育の内容の一部を他の養成施設等を実施させる場合は、実施先の承諾書の写し
- (12) 通信養成を行う地域に関する書類
- (13) 添削その他の指導の方法（各科目ごとに1回以上行い、採点、講評等をもろう）に関する書類
- (14) 面接授業実施期間における講義室及び演習室の使用についての当該施設の設置者の承諾書の写し
- (15) 課程修了の認定方法に関する書類
- (16) 通信養成に使用する教材の目録

2 第2(3)から(5)に定める書類には、変更する内容に応じて前項で定める書類を添付するものとする。

3 第2(6)に定める書類には、当該年度4月1日現在の学則を添付するものとする。

4 第2(7)に定める書類には、介護福祉士実務者養成施設の指定取消について議決している旨を記載した法人議決機関の議事録の写しを添付するものとする。

5 知事は、必要がある場合は、前項までに掲げる以外の書類の提出を求めることができるものとする。

### (書類の提出期限)

第4 第2各号に定める書類の提出期限は次のとおりとする。

- (1) 様式1 設置日の9か月前（法第40条第2項第1号から第4号までの規定に基づく学校、養成施設、高等学校又は中等教育学校の指定を受けている場合は8か月前）
- (2) 様式2 開始日の3か月前
- (3) 様式3 変更日の9か月前
- (4) 様式4 変更日の3か月前
- (5) 様式5 変更日から1か月以内
- (6) 様式6 毎学年度開始後2か月以内
- (7) 様式7 取消予定日の6か月前

附 則

この要領は、令和3年1月1日から施行する。